



県 章

滋賀県公報

平成 20 年 (2008 年)
7 月 30 日
第 2971 号
水 曜 日

毎週 月・水・金曜 3 回発行

目 次 (印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示	
滋賀県土地利用に関する指導要綱の一部改正 (県民生活課)	677
滋賀県税の収納事務の委託 (管理課)	677
○ 公 告	
平成 20 年度狩猟免許に係る試験および更新実施公告の変更公告 (自然環境保全課)	677
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (住宅課)	678
○ 振 興 局 等 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (東近江)	678
○ 公 安 委 員 会 公 告	
検定実施公告 (生活安全企画課)	679
○ 正 誤	

告 示

滋賀県告示 第 429 号

滋賀県土地利用に関する指導要綱 (昭和 48 年 滋賀県告示 第 407 号) の一部を次のように改正する。

平成 20 年 7 月 30 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

別表 第 1 第 3 号を次のように改める。

(3) 独立行政法人森林総合研究所

付 則

この告示は、平成 20 年 7 月 30 日から施行する。

滋賀県告示 第 430 号

地方自治法施行令 (昭和 22 年 政令 第 16 号) 第 158 条の 2 第 1 項の規定に基づき、滋賀県税 (証紙によって納付する自動車税、自動車取得税および狩猟税を除く。以下同じ。) の収納事務を次のとおり委託した。

平成 20 年 7 月 30 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 委託の相手方 株式会社ゆうちょ銀行大阪支店 大阪府大阪市北区梅田三丁目 2 番 4 号
- 2 委託事務の内容 滋賀県税の収納事務
- 3 委託期間 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで。ただし、当該期間満了前 2 か月までに県または受託者から別段の意思表示をしないときは、さらに 1 年間有効とし、以後もこの例による。
- 4 収納の方法
 - (1) 現金による収納
 - (2) 受託者所定の証券による収納

公 告

平成 20 年度狩猟免許に係る試験および更新実施公告の変更公告

平成 20 年 5 月 28 日付け平成 20 年度狩猟免許に係る試験および更新実施公告の一部を次のように変更する。

平成 20 年 7 月 30 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 (5) 試験の日時および場所を次のように変更する。

(5) 試験の日時および場所 本年度の免許試験は、次のとおり 2 回実施する。

	試 験 科 目	日 時	場 所
第 1 回 免 許 試 験	第 1 次 試 験 (知識試験および適性試験)	8 月 3 日 (日) 10 時から 12 時まで	滋賀県森林センター 野洲市北桜 978 - 95
			滋賀県総合教育センター 野洲市北桜 978 - 95
	第 2 次 試 験 (技 能 試 験)	8 月 3 日 (日) 13 時 30 分から 16 時 30 分まで	滋賀県森林センター 野洲市北桜 978 - 95
第 2 回 免 許 試 験	第 1 次 試 験 (知識試験および適性試験)	9 月 4 日 (木) 10 時から 12 時まで	滋賀県森林センター 野洲市北桜 978 - 95
			滋賀県総合教育センター 野洲市北桜 978 - 95
	第 2 次 試 験 (技 能 試 験)	9 月 4 日 (木) 13 時 30 分から 16 時 30 分まで	滋賀県森林センター 野洲市北桜 978 - 95

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 20 年 7 月 30 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

開発許可を受けた者の 住 所 ・ 氏 名	開 発 区 域 の 名 称	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
守山市梅田町 15 - 9 橋本不動産株式会社 代表取締役 橋本達雄	栗東市霊仙寺五丁目 99、100、 100 - 1、101、101 - 1、102、104、 105、106、107、108、109 - 1、 116 - 1、118 - 2、119 - 3、120 - 2、120 - 3の一部、123の一部、 123 - 5の一部	4, 493. 10 m ²	平成 20. 7. 23	006428

振 興 局 等 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 20 年 7 月 30 日

滋賀県東近江地域振興局長 中 村 き よ 子

開発許可を受けた者の 住 所 ・ 氏 名	開 発 区 域 の 名 称	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号

東京都千代田区二番町 8 - 8 株式会社セブン - イレ ブン・ジャパン 代表取締役 山口俊郎	蒲生郡安土町大字常楽寺字百間 堀 1992 - 1、1993 - 1、1993 - 3、 1996 - 2	1, 439. 77 m ²	平成 20. 7. 18	000476
--	---	---------------------------	--------------	--------

公 安 委 員 会 公 告

検定実施公告

警備業法 (昭和 47 年 法律 第 117 号) 第 23 条 第 1 項の規定により、検定を次のとおり実施する。

平成 20 年 7 月 30 日

滋賀県公安委員会委員長 宮 川 孝 昭

- 1 実施する検定の警備業務の種別および級の区分 雑踏警備業務 2 級
- 2 実施期日および場所
 - (1) 実施期日 平成 20 年 10 月 31 日 (金)
 - (2) 実施場所 蒲生郡日野町北脇 1 - 3 滋賀県警察本部生活安全部機動警察隊
- 3 受検定員 30 人
- 4 受検資格 滋賀県内に住所を有する者または滋賀県内の営業所に属する警備員
- 5 受検申請手続等
 - (1) 提出書類 検定を受けようとする者は、その住所地 (検定申請者が警備員である場合にあっては、その属する営業所の所在地を含む。) を管轄する警察署を経由して、次の書類を提出すること。
 - ア 検定申請書
 - イ 住所地を管轄する警察署に検定申請書を提出する場合には、住所地を疎明する書面 (住民票の写し、運転免許証の写しまたは公的機関が受検者の住所地あてに発行した郵便物など住所が明らかとなる書面)
 - ウ 滋賀県外に住所を有する警備員が、滋賀県内の営業所に属していて検定を受けようとする場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面 (営業所所属証明書)
 - エ 写真 2 葉 (申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの)
 - (2) 受付期間 平成 20 年 9 月 29 日 (月) から同年 10 月 10 日 (金) までの間 (土曜日および日曜日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、受付期間内であっても、申請人員が受検定員に達した場合は、受付を締め切る。
- 6 受検票の交付 検定申請書を提出した警察署から交付する。
- 7 検定申請手数料 検定申請をするときに、13, 000 円の検定申請手数料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納入すること。

なお、納入した手数料は、検定申請受付後は、申請を取り消した場合または検定試験を受けなかった場合等でも還付しない。
- 8 携行品 受検票、筆記用具、警笛、運動靴および雨衣

なお、警備員である受検者は、制服および制帽を着用すること。
- 9 受検に関する問い合わせ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課 (077 - 522 - 1231 (代表) 内線 3026) または各警察署の生活安全課

正

誤

平成 19 年 4 月 27 日付け第 2779 号 土地改良区役員退任および就任公告中

ページ	行	誤	正
446	下から 6	同 所 1281 番地の 1	同 所 1281 番地の 10

平成 20 年 3 月 31 日付け号外 (2) 滋賀県規則 第 25 号中

ページ	行	誤	正
2	下から 20	配管等の有害物質	配管等有害物質
	下から 17	アンモニア化合物	アンモニウム化合物
7	下から 21	別表第 6 の 1 (2) の表	別表第 6 の 1 (2) の表および 1 (3) の表
10	11	第 22 条 第 1 項または第 2 項	第 22 条
	下から 14	別紙 5 のとおり	別紙 4 のとおり